

〔平成 22 年 12 月 15 日〕
〔全国市議会議長会〕
〔市議会議員共済会〕

地方議会議員年金制度見直しについての 総務省の対応方針に対する要望

去る 12 月 3 日、総務省から、地方議会議員年金制度見直しについての総務省の対応方針（以下「対応方針」）が示された。

対応方針は、地方議会議員年金制度の廃止及び廃止後の給付の取扱いなどの措置について、これまで全国市議会議長会が主張してきた意見が概ね取り入れられたものであり評価するものである。

しかしながら、廃止の時期を 6 月 1 日としていることに伴い、その直前に実施される統一地方選挙による退職者については、廃止に伴う措置の適用はなく、また、高額所得者に対する支給停止措置の強化については、国会議員の例に比べ厳しいものとなっていることなどの問題がある。

よって、全国市議会議長会は、以下の 2 点につき対応方針を見直すよう強く求める。

- 1 地方議会議員年金制度を廃止することとする 6 月 1 日の直前に実施される統一地方選挙における退職者について、廃止に伴う措置を受けることができるよう経過措置を設けること。
 - (1) 退職者のうち、年金受給資格を満たしている者については、掛金総額及び特別掛金総額の 80% の一時金を受給するか、年金を受給するかを選択できるようにすること。
 - (2) 退職者のうち、年金受給資格を満たしていない者については、掛金総額及び特別掛金総額の 80% の一時金を受給できるようにすること。
- 2 高額所得者に対する支給停止措置については、国会議員互助年金法を廃止する法律に定める支給停止措置と同一とすること。